

目次中「及び運営委員会」を、「運営委員会及び職員会議等」に、「第五条」を「第五条の二」に改める。
 第一条の二の表に備考として次のように加える。
 備考 看護学科に係る課程は、二年課程（保健師助産師看護師養成所指定規則（昭和二十六年 文部省 令第一号）第四条第二項に規定する課程（定時制の課程（当該課程 厚生省 令第一号）第四条第二項に規定する課程（当該課程（当該課程のうち夜間その他特定の時間又は時期において授業を行うものをいう。）及び通信制の課程（同項第一号に規定する通信制の課程をいう。）を除く。）をいう。）とする。

「第二章 職員及び運営委員会」を「第二章 職員、運営委員会及び職員会議等」に改める。
 第四条中「科長、医長」を「学科長、医長、事務職員」に改める。
 第五条第三項中「科長」を「学科長」に改め、同条の次に次の一条を加える。
 （職員会議等）

第五条の二 前条に規定するもののほか、学院に、職員会議、学科長会議その他の会議（次項において「職員会議等」という。）を置く。
 2 職員会議等の組織及び運営に關し必要な事項は、学院長が別に定める。

第七条第五項中「対して」の下に、「学期ごとに、運営委員会の議を経て」を加え、同条第六項中「合格した者に対して」の下に、「学期ごとに、運営委員会の議を経て」を、「受けた者に対して」の下に、「運営委員会の議を経て」を加える。
 第十五条を次のように改める。
 （卒業）

第十五条 学院長は、次の各号のいずれにも該当する者に対して、運営委員会の議を経て、卒業を認定する。

- 一 次のいずれかに該当する者
 - ア 第七条第五項の規定により所定の授業科目の修了の認定を受けた者
 - イ 第七条第六項の規定により最終学年の修了の認定を受けた者
 - 二 欠席した日数が出席すべき日数の三分の一を超えない者
 - 2 学院長は、前項の規定により卒業を認定した者に対し、卒業証書（様式第八号）を授与する。
- 別表の一の表及び二の表を次のように改める。

学 助産 基礎	業 科 目	単 位 数	授 業 時 間 数
人間の性	助産学概論	一	一五
		二	三〇

助産 学実 習	助産 学実 習	助産 学実 習	助産管理	地域母子保健	助産 学実 習															
					小計	助産診断・技術学Ⅶ	助産診断・技術学Ⅵ	助産診断・技術学Ⅴ	助産診断・技術学Ⅳ	助産診断・技術学Ⅲ	助産診断・技術学Ⅱ	助産診断・技術学Ⅰ	小計	新生児・乳幼児の成長発達	母性の心理・社会学Ⅱ	母性の心理・社会学Ⅰ	生殖生理Ⅲ	生殖生理Ⅱ	生殖生理Ⅰ	
二	三	二	二	二	八	一	一	一	一	一	一	一	二	九	一	一	一	一	一	一
九〇	一三五	九〇	三〇	三〇	二四〇	三〇	六〇	二二五	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇						

老年看護	成人看護学						在宅看護論				在宅看護論							
	小計	成人看護援助論Ⅲ	成人看護援助論Ⅱ	成人看護援助論Ⅰ	成人保健	成人看護概論	小計	在宅看護演習	在宅看護援助論	在宅看護概論	小計	臨床看護総論	基礎看護援助論Ⅱ	基礎看護援助論Ⅰ	看護過程演習	基礎看護技術Ⅱ	基礎看護技術Ⅰ	看護研究
老年看護概論	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一	一〇	一	一	一	一	一	一	二
	一五	一三五	三〇	三〇	三〇	三〇	一五	三〇	三〇	一五	二九〇	三〇	三〇	一五	四五	三〇	三〇	六〇

学

成人看護学実習	臨地実習				精神看護学				母性看護学				小児看護学				老年看護援助論	老年保健	
	在宅看護論実習	基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ	小計	精神看護演習	精神看護援助論	精神保健	精神看護概論	小計	母性看護援助論	母性保健	母性看護概論	小計	小児看護援助論	小児保健	小児看護概論			
成人看護学実習	二	一	二	四	一	一	一	一	四	二	一	一	四	二	一	一	四	二	一
	九〇	四五	九〇	九〇	三〇	三〇	一五	一五	九〇	四五	三〇	一五	七五	四五	一五	一五	七五	四五	一五

合計	小計	老年看護学実習	二	九〇
		小児看護学実習	二	九〇
		母性看護学実習	二	九〇
		精神看護学実習	二	九〇
		小計	一六	七二〇
			五〇	一、五五〇
			七六	二、一八〇

附 則

- この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 改正後の福島県立総合衛生学院学則別表の規定は、平成二十年度以降の入学者について適用し、平成二十年三月三十一日に福島県立総合衛生学院に在学している者で、引き続き同日以後在学することとなるものについては、なお従前の例による。
(健康衛生領域医療看護グループ)

福島県規則第四十八号

福島県中小企業等協同組合法施行細則の一部を改正する規則

福島県中小企業等協同組合法施行細則(平成十九年福島県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

- 第一条中 平成十九年厚生労働省、農林水産省、令第一号を 平成二十年農林水産省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、令第一号 に改める。

- 第二条中 平成十九年厚生労働省、農林水産省、告示第一号を 平成二十年農林水産省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、告示第一号 に、 「第十条」を「第十一条」に改める。

第三条中「第一百八条第一項第二号」を「第四百四十四条第一項第二号」に、「第五条

及び第六条」を「第六条及び第七条」に改める。
第四条中「第十九条第六項」を「第四百四十五条第五項」に、「第七条から第九条」を「第八条から第十条」に改める。

第五条第一項中「第二百二十三条第一項第四号」を「第四百四十九条第一項第四号」に、「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第二百二十三条第一項第五号」を「第四百四十九条第一項第五号」に改め、同条第三項中「第二百二十三条第一項第六号」を「第四百四十九条第一項第六号」に、「第十一条第三項」を「第十二条第三項」に改める。

第六条第一項中「第二百二十四条」を「第二百五十条」に、「第十二条」を「第十三条」に改め、同条第二項中「第二百二十四条第一号」を「第二百五十条第一号」に、「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第三項中「第二百二十四条第二号」を「第二百五十条第二号」に、「第十三条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同条第四項中「第二百二十四条第三号イ」を「第二百五十条第三号イ」に、「第十三条第三項」を「第十四条第三項」に改め、同条第五項中「第二百二十四条第三号ロ」を「第二百五十条第三号ロ」に、「第十三条第四項」を「第十四条第四項」に改め、同条第六項中「第二百二十四条第三号ハ」を「第二百五十条第三号ハ」に、「第十三条第五項」を「第十四条第五項」に改め、同条第七項中「第二百二十四条第三号ニ」を「第二百五十条第三号ニ」に、「第十三条第六項」を「第十四条第六項」に改め、同条第八項中「第二百二十四条第四号」を「第二百五十条第四号」に、「第十三条第七項」を「第十四条第七項」に改める。
第七条中「第六十六条第二項及び第三項」を「第九十二条第二項及び第三項」に、「第十四条」を「第十五条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(商工総務領域団体支援グループ)

福島県規則第四十九号

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則(昭和四十三年福島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

- 第四条第三項第十三号を次のように改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の資金の貸付けについて適用し、同日前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

(商工総務領域金融グループ)

福島県規則第五十号

福島県公営企業の業務に従事する職員のうち主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

福島県公営企業の業務に従事する職員のうち主要な職員を定める規則（昭和四十四年福島県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

本則第一号ア及び第二号ア中「総括参事及び参事」を「局次長及び本局の課の課長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（企業局経営管理グループ）

福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令第七号

教 育 庁

福島県教育委員会表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会表彰規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会表彰規程（昭和四十年福島県教育委員会訓令第八号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「教育委員会事務局」を「教育庁」に改める。

第二条第三号中「芸術の振興発展又は」を削り、同条第四号中「保健体育」を「学校保健の向上又は学校体育」に改め、同条第六号中「養護教育」を「特別支援教育」に改める。

第三条中「教育庁の総括参事及び教育事務所長」を「教育長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条第六号の改正規定は、公布の日から施行する。

（教育総務領域人事管理グループ）